

特定免許状失効者等管理システム 初期ユーザー登録の流れ

概要

- 教員性暴力等防止法^{※1}第7条第1項に基づき、学校^{※2}の教育職員等^{※3}を任命又は雇用する者（以下「採用権者」という。）は、教育職員等を任命又は雇用するに当たり、**特定免許状失効者等管理システム（R5.4稼働予定）の活用が義務付けられており、漏れなくユーザー登録が必要。**
 - ※1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）
 - ※2 「学校」とは、「学校教育法（昭和22年法律第26号）」第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
 - ※3 「教育職員等」とは、教育職員（教育職員免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。）、学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員をいう。
 - 要配慮個人情報扱うシステムであることから、**ユーザーは必要最小限に絞りつつ、ユーザーの変更を速やかかつ確実に反映**する必要がある。
 - 稼働初期のユーザー登録に当たっては、大量の登録がある一方、正当なユーザーであることの確認が必要であるため、以下の流れでユーザー登録を行うこととする。
 1. 採用権者は、当該機関ごとにユーザー登録候補者を取りまとめ、所定の登録様式を所轄庁^{※4}に提出する。
 2. 所轄庁は、当該様式が正当な採用権者から提出されたものであることを確認（中身の確認ではなく、提出者の確認）の上、文部科学省に提出する。
 3. 令和5年4月1日新設の採用権者については、所轄庁から、教育職員等の採用に当たってシステムの活用義務を周知いただき、1.の手続きを促す。
- ※4 「所轄庁」の定義は教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）第2条第1項、私立学校法（昭和24年法律第270号）第4条による（下表参照）。

No	学校種別	採用権者	所轄庁等
01	国立大学附属学校	国立大学法人	国立大学法人
02	公立幼稚園	設置者の市町村	都道府県教育委員会
03	公立小・中学校・義務教育学校・特別支援学校	都道府県・指定都市教育委員会 大阪府豊能地区3市2町教育委員会 市町村費教職員を採用する市(区)町村教育委員会	都道府県・指定都市教育委員会
04	公立高等学校・中等教育学校	設置者の教育委員会	都道府県教育委員会
05	公立大学法人が設置する附属学校	公立大学法人	公立大学法人
06	公立幼保連携型認定こども園	設置者の市町村	都道府県知事部局（認定こども園担当）
07	私立学校（幼保連携型認定こども園を除く）	大学又は高等専門学校とそれ以外の学校との両方を設置する学校法人	文部科学省
大学若しくは高等専門学校以外の学校のみを設置する学校法人 又は学校法人以外の私立幼稚園の設置者（宗教法人、社会福祉法人等）		都道府県知事部局（私立学校担当）	
08	私立の幼保連携型認定こども園	学校設置者（学校法人、社会福祉法人等）	都道府県・指定都市・中核市の首長部局
09	学校設置会社が設置する学校	学校設置会社	構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の首長部局

※No. 2, 3, 4には「地方公共団体設置の国立大学附属学校等」を含む

特定免許状失効者管理システム 初期ユーザー登録の流れ

流れ図

← 依頼文書送付 → 使用許諾申請・ユーザー登録提出

採用権者

所轄庁

特定免許状失効者 管理システム

